

◇ 剪定経費助成の手続き ◇

板橋区では、保存樹木を適正に管理していただくため剪定経費（樹木医による診断等も含む）の一部を助成します。

（板橋区保存樹木等管理助成要綱）

- ◆剪定作業着手後は申請できません。
- ◆剪定作業の2週間前までに申請してください。
- ◆保存樹木は、樹形を損なうような強い剪定はできません。

手続きの流れ

：所有者 ：区

事前調査

申請前に担当職員が現地調査をします。



申請

保存樹木剪定経費助成金交付申請書

（添付書類）・案内図

・現況写真

・剪定業者からの見積書の写し

※保存樹木の番号を記載してください



助成決定

助成を決定し通知します。



剪定作業

※剪定作業は助成決定後に行ってください。

※作業終了後業者に代金を支払い、領収書を受け取ってください。



完了届

保存樹木剪定作業完了届

（添付書類）・剪定作業前・中・後の写真

・領収書の写し



完了検査

担当職員が現地調査をします。



助成金確定

助成金額を確定し通知します。



交付請求

保存樹木剪定経費助成金交付請求書

支払金口座振替依頼書



交付

口座に助成金を振り込みます。

連絡先 板橋区みどりと公園課みどり推進係

☎03-3579-2533（直通）

FAX 03-3579-2547

〒173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1

（本庁舎南館5階）